

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土施第5510号

一般競争入札方式（単体発注）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年10月21日

沖縄県知事 玉城 康裕

1. 業務の概要

- (1) 業務名：小浜港・船浦港(上原地区)屋根付荷さばき施設新築工事監理業務
- (2) 建設場所：竹富町
- (3) 業務概要：以下の工事に係る監理業務
①小浜港・船浦港(上原地区)屋根付荷さばき施設新築工事
- (4) 履行期限：契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで
- (5) 本業務は価格競争方式で、入札手続き（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、紙入札への移行を希望する場合は、速やかに4.(1)の担当部局に事前連絡をした上で「沖縄県電子入札運用基準」に基づく所要の手続きを、電子入札システムの入札締切日時までに経ること。
 - ・電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」（様式第4号）
 - ・紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加申請書」（様式第3号）【沖縄県土木建築部契約関係例規集】<http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/contract.html>
- (6) 資格審査方法は事後審査型（※入札参加資格の審査を開札後に行う）とする。
- (7) 本業務の対象となる工事に係る入札が不調又は不落となった場合は、本入札手続きを延期又は中止する場合がある。

2. 入札参加者に要求する資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 沖縄県土木建築部における平成31・32年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
- (3) 入札参加資格審査申請書等の提出期限日から落札者決定の日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

(7) 沖縄県八重山土木事務所管内に主たる営業所があること。

(8) 以下のア及びイ全ての項目に該当する1件以上の実績（以下「業務実績」という）を有していること。

ア 平成21年4月1日以降、入札日までに契約履行が完了した業務実績

イ 以下を満たす施設に係る業務実績

建築物用途 ー

主たる構造 S造又はRC造

延べ面積等 ー

業務内容 設計業務又は監理業務

発注者 沖縄県、国、他の地方公共団体（※1）、その他の公共団体（※2）又は独立行政法人等（※3）（以下、「公共団体等」という。）

※1 他の地方公共団体は、地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体をいう。

※2 その他の公共団体は、公共組合（健康保険組合、土地区画整理組合、土地改良区、農業共済組合等）、営造物法人（公庫、公団、事業団）、地方三公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公団）をいう。

※3 独立行政法人等は、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方共同法人をいう。

3. 配置技術者に要求する要件等

(1) 管理技術者(※4)として一級建築士が配置できること。

(2) 「総合」の担当技術者を配置する。

担当技術者は、下表に掲げるいずれかの資格を有する者であること。

表

分担業務分野	資 格
総 合	一級建築士、二級建築士

(3) 管理技術者は、過去3ヶ月以上にわたり入札参加者と直接的な雇用関係があること。

(4) 管理技術者は平成21年4月1日以降に完了した1件以上の業務実績を有していること。
なお、「平成21年4月1日以降に完了した業務実績」とは2.(8)による。

(5) 「総合」の担当技術者は、入札参加者の組織に所属していること。

(6) 管理技術者及び担当技術者は、兼ねることができる。

注：※4 「管理技術者」とは、「建築工事監理業務委託契約書」（平成27年2月）第9条の定義による。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部港湾課

TEL 098-866-2395 FAX 098-866-2468

(2) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和元年10月21日（月）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。

【入札情報システム】 <https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000>

(3) 入札の日時及び場所並びに入札書等の提出方法等

ア 入札日時等

(ア) 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：令和元年11月1日（金）9時00分

入札書提出締切日時：令和元年11月1日（金）15時00分

(イ) 持参による場合

持参日時：令和元年11月5日（火）11時00分

持参場所：沖縄県庁11階 第2入札室

(ウ) 紙入札時の注意事項：工事内訳書は上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、沖縄県土木建築部港湾課管理班へ提出すること。

(エ) 開札日時：令和元年11月5日（火）11時30分

(4) 落札候補者の選定及び事後審査の実施

開札後、落札決定を保留し、事後審査を実施する。

(5) 審査に係る申請書等の提出

開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、入札参加資格が無いものとする。

なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、当該者への申請書等の提出期限は別途通知する。

ア 通知日 令和元年11月5日（火）17：00まで（予定）

イ 提出期限 令和元年11月11日（月）17：00まで（予定）

ウ 提出先 上記(1)に同じ

エ 提出方法 原則、持参とする

オ その他 入札説明書による。

(6) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、電子入札システムにて通知する。なお、紙入札へ移行した者へは書面にて通知する。

(7) 落札者の決定方法

事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。

5. その他の留意事項

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約実績がある場合についてはこの限りではない。

(3) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない場合についてはこの限りではない。

(4) 積算内訳書の提出

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。

(5) 関連情報の問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部港湾課管理班

TEL 098-866-2395 FAX 098-866-2468

(6) 詳細は、入札説明書及び沖縄県土木建築部競争入札心得による。

(7) 取抜け等

設定無し

(8) その他

ア 本業務は、沖縄県財務規則第129条に基づき、予定価格に次の割合を乗じて得た額の合計額に、「0.995」から「1.005」の範囲内のランダム係数で乗じた価格を最低制限価格として定める。

(ア) 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）の部分

a 直接人件費の額

b 特別経費の額

c 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

d 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

イ 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。

ウ 本業務の予定価格は落札者決定後公表するものとする。

※平成30年7月1日付けで、最低制限価格が改正され施行しました。詳しくは、以下ホームページをご参照下さい。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/index.html>